

15消安第1321号
平成15年8月25日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善博



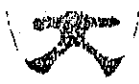
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる飼料添加物の基準・規格を改正すること。

1. アスタキサンチン
2. カンタキサンチン



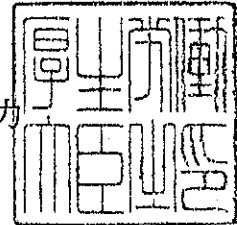
厚生労働省発食安第0825002号

平成15年8月25日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第59条第1項の規定に基づき、平成15年8月25日15消安第1322号にて農林水産大臣から厚生労働大臣あて意見を求められたものであり、その資料は平成15年8月25日15消安第1321号にて、農林水産大臣から食品安全委員会委員長あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同様であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる飼料添加物の食品中の残留基準を設定すること。

アスタキサンチン及びカンタキサンチン